

地域活性化総合特別区域の区域変更に係る意見について（案）

（ 令和 8 年 月 日  
総合特別区域推進本部決定 ）

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第31条第9項の規定に基づき申請のあった地域活性化総合特別区域の区域について、別紙のとおり変更することとして差し支えない。

地域活性化総合特別区域の名称：ふじのくに先端医療総合特区

地方公共団体の名称：静岡県、山梨県

地域活性化総合特別区域の範囲：

沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、静岡県田方郡函南町並びに駿東郡清水町、長泉町及び小山町、甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、中央市並びに山梨県中巨摩郡昭和町並びに南都留郡西桂町、鳴沢村及び富士河口湖町の全域